2月1日から老人医療は新しい『老人保健』で！

健康保険証と印かんを持って福祉課へ

2月1日から老人保健法が施行され、70歳（ねたきりの人は65歳）以上のすべてのお年寄りは、新しい制度でお医者さんにかかることになりました。

現在、どのような医療保険（国民健康保険・職場の健康保険・公務員の共済組合・日雇健康保険など）に被保険者あるいは扶養家族として加入されていても、医療保険に加入している人はみんな70歳（ねたきりの人は65歳）を過ぎれば、医療については、いままでの医療保険から切り離され、老人保健でお医者さんにかかることになります。

ただし、いままで加入していた医療保険の被保険者あるいは扶養家族としての資格はそのまま残され、医療以外の給付は、いままで加入していた保険から支払われます。

老人保健の対象となる人は、上表の日程で健康手帳と受給者証を交付しますので、健康保険証と印かんを持って市福祉課までお届けください。

受付日	受付時間	地区
1月22日(土)	午前9時～午後4時	寺戸
23日(日)	午前9時～午後4時	寺戸
24日(月)	午前9時～午後4時	物集女・向日台
25日(火)	午前9時～午後4時	森本
26日(水)	午前9時～午後4時	鶏冠井
27日(木)	午前9時～午後4時	上植野
28日(金)	午前9時～午後4時	向日・西向日

お医者さんにかかるときは

新しい健康手帳（受給者証を含む）と保険証を医療機関の窓口に提示して診療を受けることになります。

もし提示されないと、お医者さんには、医療費の全額を支払わなければなりません。＝お医者との信頼関係を大切にしましょう＝

▼お問い合わせ　福祉課国保医療係　内線　228

基本的人権と差別

人権などというと、すぐ難しく考えますが、そうではありません。

第一に人間は自分で生まれるものではありません。親から生まれるものです。親には姓があります。その姓の下に一人ひとりの名がついて〝姓名〟となります。ですから人間は姓を選ぶことはできないのです。万一、そんな姓は嫌いだから交際しないといったら、こんな不当なことはないでしょう。

第二に、人間はこの地球上のどこかに生まれます。母親が生むのですから生まれてくる子どもがその場所を指定することはできません。生まれ故郷というのは自然に決まるものです。もし、ある町に生まれたのだからどうだなどといったら、これまた、いわれない差別であり、人権の侵害となります。

第三には、人間は成長するにつれて〝教養〟を身につけます。学校で学習することがその大部分ですが、本を読んだり、テレビやラジオを見たり聴いたりすることも同じです。その結果つくられる教養は、人間一人ひとりの大事なものになります。それを単に学んだ学校の種類で〝学歴〟などといってこだわることは間違いです。

第四に、人間は生活するために何かの仕事〝職業〟につきます。封建時代には〝家業〟があって子どもは親の職業を継ぐことが決められていました。今は自分の能力にしたがって、仕事を選ぶことは人間の自由であり、社会の進歩にもなるのです。

以上の出生、出身、学歴、職業の四つは、人間が社会生活を営む基本的な条件です。それにこだわることは、身分によって差別することとなり、現在における人権の問題につながることになります。

58年度　留守家庭児童会の入所手続きを

▼対象児童　両親の共働きあるいはその他の事情により、放課後家庭において保護・指導を受けることができない児童（小学1年～4年生）

▼申請書配布期間　1月17日（月）～2月12日（土）

▼申請書配布場所　各留守家庭児童会（向陽小～第6向陽小）・教育委員会社会教育課

▼受付期間　1月24日（月）～2月12日（土）

▼申請書提出先　教育委員会社会教育課・各留守家庭児童会

▼お問い合わせ　教育委員会社会教育課　☎931―1181

ご存じですか　児童のための手当制度

市では、次代の社会を担う児童の健全な育成を願って、次のような制度をしています。

■児童手当■

▽対象　義務教育終了前の児童を含む18歳未満の児童を3人以上養育している人

▽支給額　月額5000円（市民税所得割のない受給者には、月額7000円）

■児童扶養手当■

▽対象　離婚等により父と生活をともにできない児童または、父が障害の状態にある児童の母あるいは、養育者に支給されます。

▽支給額　月額32700円（児童一人の場合）

■特別児童扶養手当■

▽対象　身体または精神に中度以上の障害のある児童の父母や養育者に支給されます。

▽支給額　一級は月額37700円、二級は月額25100円

※なお、いずれの手当も、所得制限等の条件がありますので、詳しくは児童家庭課までお問い合わせください。　内線268

市有地の売払いのお知らせ

売払物件

(1)所在地　向日市向日町北山十四番七（現教育委員会駐車場敷地）

(2)物件　土地（地目／宅地）面積二二九・七〇㎡

入札参加者の資格

(1)禁治産者、準禁治産者及び破産者で復権を得ない者でないこと。

(2)地方自治法施行令第一六七条の4第2項各号のいずれかに該当し、2年間を経過しない者でないこと。

提出書類

所定の申請書に、法人の場合は登記簿謄本、個人の場合は身元証明書を各一通返信用封筒を添え持参提出のこと。

受付期間

昭和58年1月14日～昭和58年1月20日まで。

契約条項を示す場所

向日市掲示場

向日市役所企画財政室財政課

入札の日時及び場所

昭和58年1月28日午前10時から市役所大会議室

入札保証金及び契約保証金

入札保証金は各自入札金額の百分の五以上の額とし、契約保証金は契約金額の百分の十以上の額とする。

物件の引渡し

物件の引渡しは昭和58年3月31日とする。

その他詳細については市役所財政課へお問い合わせください。

内線二六〇・二七二

排水設備工事　責任技術者などの資格試験を実施

市では、責任技術者および技術者資格試験を次のとおり実施します。

▼講習日時・場所

責任技術者2月15日(火)午後1時30分～5時商工会館

技術者2月16日(水)午後1時30分～5時商工会館

▼筆記試験日時・場所

責任技術者2月17日(木)午前9時～正午商工会館

技術者　2月17日(木)午後1時30分～4時30分商工会館

▼受付期間　2月1日(火)～10日(木)午前8時30分～午後5時（土曜日の午後日祝日は除く）

▼試験科目

責任技術者(1)下水道関係法規(2)衛生工学(3)下水道設計実技(4)口頭試験

技術者(1)下水道関係法規(2)衛生工学(3)下水道設計実技(工事の実技試験は除く。)(4)口頭試験

▼受験資格

責任技術者　次のいずれかの項目に該当する方

(1)高等学校（旧制中学を含む。）以上の学校を卒業した方で、衛生工学に関する学科を修めた方またはこれと同等の学識を有すると認められる方で、卒業後2年以上排水工事に従事した経験のある方。

(2)公共下水道事業を経営する公共団体で、3年以上工事に従事した経験のある方

(3)引き続き5年以上排水設備工事の設計および施工に従事した経験のある方。

技術者　次のいずれかの項目に該当する方。

(1)高等学校以上の学校を卒業した方で、卒業後1年以上排水工事に従事した経験のある方。

(2)3年以上排水設備工事に従事した経験のある方。

(3)職業訓練法による公共職業訓練または認定職業訓練の配管工の教科を修了した方。

▼提出書類　(1)受験申込書および受験票（市所定のもの）(2)履歴書（市販用紙）(3)住民票(4)卒業証明または修了証明書(5)写真3枚

※なお、郵送での受験申込書の送付依頼および申込は不可。

▼お問い合わせ　下水道室管理普及係　内線258

古い油は流しやみぞに捨てないで！

みなさんの家庭で使われた後の古くなった食用油は台所の流しやみぞ、川などに流さないでください。

油が固まり、流しや下水管がつまったり、浄化センターの機能が損なわれたりします。また、川に流れ込むと悪臭、水質汚染などの原因にもなります。

古くなった油は、古紙や古布などに浸まして、生ゴミといっしょに出してください。

“郷土の川を美しく”

川はかけがえのない私たちの大切な財産です。その町を流れる川の美しさによって人びとの自然を愛する心がはかれるといわれます。

今、川に美しい流れをとりもどすために、私たちひとりひとりの協力と川をきれいにする日ごろの心がけが、ぜひとも必要です。さあ！私たちの手で郷土の川をいつまでも美しく守りましょう。

■ 向日市　川を美しくする会 ■

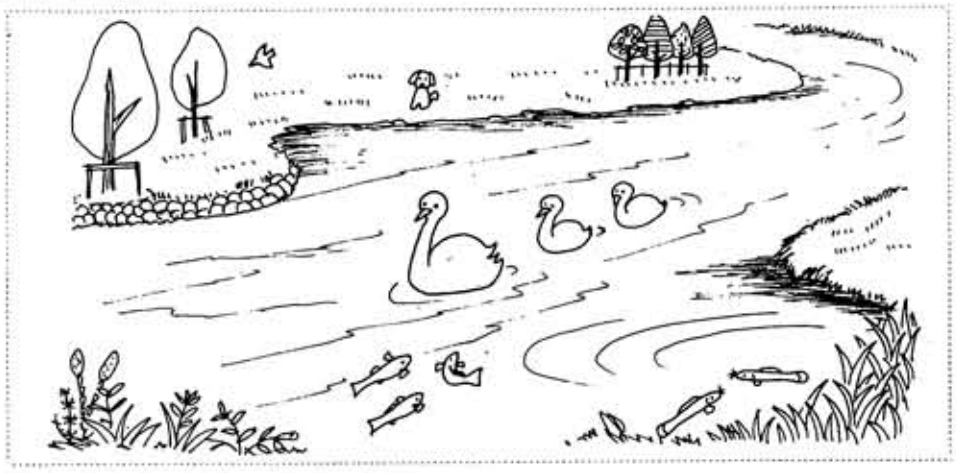

■振動障害（白ろう病）特別検診のお知らせ■▶とき　2月13日(日)▶ところ　宇治田原町中央公民館▶お問い合せ　向日市農政課